

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	R 6 肝属川水系河川整備計画検討業務
業 務 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・計画準備 1 式 ・資料収集整理 1 式 ・河川整備基本方針変更等に関する検討 1 式 ・鹿屋分水路有効活用に関する検討 1 式 ・環境整備事業計画等に関する検討 1 式 ・内外水一体型リスクマップ検討 1 式 ・報告書作成 1 式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 安藤 詳平 鹿児島県肝属郡肝付町新富 1 0 1 3 - 1
契 約 年 月 日	令和 6 年 8 月 1 日
契 約 業 者 名	(株) 東京建設コンサルタント
契 約 業 者 の 住 所	福岡県福岡市博多区博多駅南 2 - 1 2 - 3
契 約 金 額	4 4, 9 5 7, 0 0 0 円 (税込み)
予 定 価 格	4 4, 9 5 7, 0 0 0 円 (税込み)
随意契約によることとした理由	
業 務 場 所	鹿児島県肝属郡肝付町
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間 (自)	令和 6 年 8 月 2 日
履 行 期 間 (至)	令和 7 年 3 月 2 8 日
備 考	

契約理由書

1. 業務件名 R 6 肝属川水系河川整備計画検討業務
2. 履行場所 鹿児島県肝属郡肝付町
3. 契約の相手方 住 所：福岡市博多区博多駅南2丁目12番3号
会社名：株式会社東京建設コンサルタント 九州支社
電 話：(092)432-8000
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第三号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、肝属川水系の河川整備基本方針変更に向けた検討を行うとともに、鹿屋分水路有効活用に関する検討を行うものである。併せて、高山川にて検討中の新規かわまちづくり計画の申請書（案）を作成するための計画検討及び協議会運営補助等を実施する。また、肝属川水系にて作成中の内外水一体型リスクマップについて、既往の検討結果を用いてリスクマップを作図するものである。

2) 業務の内容

本業務は、計画準備、資料収集整理、河川整備基本方針変更等に関する検討、鹿屋分水路有効活用に関する検討、環境整備事業計画等に関する検討、内外水一体型リスクマップ検討、報告書作成を行うものである。

3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が20者以上あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を20者以上が入手（ダウンロード）し、1者から参加表明書及び技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び評価テーマ「肝属川流域における気候変動を踏まえた河道計画検討を行う上での留意点について」に係る技術力を備えていると判断される。

特に、「実施方針・実施フロー、工程表、その他」の「業務理解度」における目的、条件、内容が的確に記載されていること、「実施手順」における実施フローの工夫が記載されていること、「その他」有益な代替案、重要事項の指摘が記載されていること、及び評価テーマの「肝属川流域における気候変動を踏まえた河道計画検討を行う上での留意点について」に対する技術提案について、与条件との整合性が高く、着眼点、問題点、解決方法等が理論的に整理され、説得力があり、提案を裏付ける内容が十分に示されており、優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記業者と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

大隅河川国道事務所 流域治水課長